

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

がんの診断確定時期

お支払い
できる場合

＜特定疾病一時給付金の場合＞
責任開始日から90日経過後に、初めて
「胃がん」と診断確定された



責任開始時以後かつ不担保期間経過後にがん
と診断確定されたため、給付金をお支払いします。

お支払い
できない場合

＜特定疾病一時給付金の場合＞
責任開始日から90日以内に、初めて
「胃がん」と診断確定された



責任開始時以後ですが、不担保期間内にがん
と診断確定されたため、給付金はお支払いできません。

解説

不担保期間が定められている保障

- ・ 特定疾病一時給付金
- ・ 3大疾病一時給付金
- ・ がん一時給付金
- ・ がん治療給付金

- ・ 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
- ・ 保険料の払込みの免除（がんによるもの）
- ・ 女性特定がん診断一時給付金
- ・ がん先進医療給付金

■ 所定の保険契約・特約においては、がんに対しては責任開始日から90日間の不担保期間を設けており、**不担保期間が経過した後にがんに対する保障を開始**します。

被保険者が責任開始時前（※）または不担保期間中にがんを診断確定されていた場合は、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除はできません。

■ 被保険者が責任開始時前（※）または不担保期間中に所定のがんと診断確定されていた場合は、以下の保険契約・特約は無効となります。

- ・（引受緩和型）特定疾病一時給付特約【がん保障型】
- ・（引受緩和型）抗がん剤・ホルモン剤治療特約
- ・ がん保険
- ・（引受緩和型）がん一時給付特約
- ・ 女性がん早期発見サポート特約
- ・ がん先進医療特約

※引受緩和型商品のがんに対する保障については、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時まで

当社所定のがんにつきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。